

【個人向け】川根本町住宅用防犯カメラ設置事業補助金

近年、物価高騰下における生活困窮が闇バイト等による侵入窃盗犯罪を引き起こしています。

川根本町では、これらを未然に防ぐために町内の住宅において防犯カメラを設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を支給します。

申請受付期間 **令和8年7月1日(水)～令和9年1月4日(月)**

補助対象
の条件

以下の要件をすべて満たす者

- ・申請時点において、川根本町に住民票があり、対象事業を行う住宅等に居住している者。
- ・申請者及び同一世帯に属する者すべてに町税の滞納がないこと。

注意

- ・補助対象台数は、**1住宅につき1台**に限ります。
- ・**対象機器の購入前に申請**をしてください。購入後の申請は受け付けません。
- ・申請した年度内に対象機器の設置を完了してください。

<補助対象事業>

録画機能を有している屋外用防犯カメラで、**以下の要件をすべて満たすもの**

- 新品であるもの。(転売品は不可)
- 設置場所が申請者の居住している住宅等の敷地内であること。
- 撮影範囲が住宅等の敷地内であること。なお、やむを得ず敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る敷地の所有者又は使用者の同意を得ていること。



補助対象経費※の1/2以内
(100円未満切り捨て)

限度額 **2万円**

※補助対象経費とは…

住宅用防犯カメラの購入及び設置工事に要する経費。なお、値引き、クーポン券使用やポイント利用後の最終的な請求額が対象。

工事前に
申請書を提出

補助金交付決定
通知を受領して
工事着工

工事完了後に
実績報告書提出

請求書提出後に
補助金の受領

申請受付
問い合わせ先

川根本町役場 危機管理課
〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾627
電話：0547-56-2237 FAX：0547-56-2235

詳細や申請書類一式ダウンロードは町ホームページから→

